

## 第25回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年8月28日（水）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

## 第25回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年8月28日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、  
田中光男、苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、  
橋本隆男、高橋良治、田中宏和、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、  
真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主  
事 関智秋

午後 2 時 56 分開会

○事務局 定刻前ですが、委員の皆様が全員おそろいになりましたので、第25回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

(資料の確認、会長あいさつ)

議事に入ります前に、本日の出席者は全員出席でございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、高橋敏昭委員と上野博委員、よろしくお願いたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条はありません。農地法第 5 条が 4 件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No. 1-1をご覧ください。

第 2 号議案農地法第 5 条に基づく転用届出について。

専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-8。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

1 枚おめくりいただきまして、資料No. 1-2でございます。

受付番号31-5-9。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-3に移らせていただきます。

受付番号31-5-10。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No. 1-4に移らせていただきます。

受付番号31-5-11。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件について質問がありましたらお願いいたします。

○高橋（良）委員 2番目と3番目の物件で、企業から個人の方になっていますけれども、これは、企業が一度買って、それからまた転売という形になっている訳ですよ。譲渡人が企業になっている訳ですよ。2つともそういう形になっていますけれども、これは何もしなかったということなんですか。

○事務局 企業側で購入した大きな土地を、資金計画等の変更があり、やむなく区画割りをして個人に譲り渡した形です。

○高橋（良）委員 でも、もともとは農地でしょう。

○事務局 もともとはそうです。

○高橋（良）委員 農地を買って儲けているということになるのかな。そうすると、個人で買うんじゃなくて、企業が買って、それを儲けの材料に使うということになってしまうと思うんです。意味が分からないかな。

○高橋会長 これは1回は農業委員会にかかっているんですか。

○事務局 主たる従事者証明願のときに農業委員会の案件に上がっています。

○高橋（良）委員 本来であれば、ここで言うなら、具体的に言うと企業は買って、それでおしまいのはずですよ。それがまた売りに出している訳ですよ。

○事務局 地目と登記簿が畑のままなので、農業委員会に届け出を出していただいている。

○高橋（良）委員 それは何かの理由がある訳ですか。それをやっていってしまうと、これがずっとまかり通っていくことになってしまうので、今、2つも物件が一緒に出てきたので。

○事務局 例えば農地を企業が買って、農地以外に現況の地目も変わったとして、それを売る場合は農業委員会にはかからないのですが、今回の場合、登記簿と現況が畑のままなので、農業委員会に届け出をしているというだけの違いだと思います。

○高橋（良）委員 その場合、また出さなくてはいけないということですか。

○事務局 届け出をしなければいけないので、所有者の企業としては、農業委員会に届け出をしています。地目と登記簿がこのまま変わっていないので。

○高橋（良）委員 そういう意味ですね。分かりました。

それともう1ついいですか。4番目の、多分外環道の工事の関係だと思えるんですけども、売り先が工事事務所の所長名なんですけれども、こういうのはあるんですか。

○事務局 これは書式として譲渡人、譲受人とはなっているんですけども、一時的に使

用の許可をしているということなので、権利の移動がなされている訳ではありません。

○高橋（良）委員　そういうことなんですね。普通だったら権利の移動になるのに何で所長名になるのかなと思って。

○高橋会長　ほかにご覧いませんか。よろしいですね。では、質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件ございます。順に審議いたします。

1件目を事務局から説明願います。

○事務局　それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○高橋会長　この件について調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

○佐藤（治）委員　8月20日に事務局2名と現地調査をしましてまいりました。相続人の〇〇さんは高齢ですので、息子の〇〇さん立ち会いのもと、いろいろお話を伺ってまいりました。農業の方は〇〇さんと奥さん、そして息子さんの3人でやっているそうです。農地が3カ所に分かれておりますので、3カ所とも立ち会いのもといろいろお話を伺いました。

上の2つの〇〇の農地ですけれども、ここは自宅があるところで、作っているものは、今ちょっと間ですので余りなかったけれども、ネギとオクラ、あとブロッコリー等の苗が植わっておりました。それとあと、竹やぶの竹林が結構広い面積がありました。そして、その次の〇〇の農地ですけれども、ここはネギがほとんどで、あとはサトイモが少し植わっておりました。そして、一番下の〇〇の農地ですけれども、ここにはハウスが〇棟建てていまして、ハウスの中のトマトはもうほとんど終わっていましたが、あと、ピーマンとかナスとかヤツガシラ等が植わっておりました。

〇〇さんのところは〇〇に販売所があって、ここで大体売ってしまうと。ファーマーズへはそれ以外を持って行って販売をしているということだそうでございます。庭先のところですが、果菜類が盛んなところは、朝、リヤカーで持っていくともうお客さんが待っている、そんな状態だそうでございます。〇カ所とも畑は概ねきれいになっておりまし

た。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

2件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、この件について調査されました山崎義清委員、結果の報告をお願いいたします。

○山崎(義)委員 それでは、報告します。

8月19日に事務局と3人で行ってまいりました。立ち会ったのは〇〇さんと〇〇さんにお話を聞いてきました。ここは、前の農業委員のときから問題でして、〇〇地域最大の畑なんです。今、一面で残っていて。ただ、所有者ご本人は足が悪くて目が見えないんです。そんなことで、具体的には指示は〇〇さんから出されていると思うんですが、トラクターで〇〇さんを中心に耕作しているということです。農作物の方は、春はジャガイモ、秋はサツマイモが植えてあって、それをイモ掘り園として開園しています。あとは親戚に配っている程度ということで、農業での収入は大きなものではないようです。

ここはいろんな人が相談に入りながら、今現在はミカンの苗木を一部植えて、今後ミカンを育てていこうということでやっているようです。肥培管理の方は、若干草が残ってしまっているところがあるんですけども、とにかく余り無理なことは言えない。〇〇さんもお病気で倒れていまして、口もそんなに達者じゃない状態なのにトラクターに乗っていますので、本当に心配しています。今後については、農協さんも含めて相談を受けながら

進めていかなければいけないと思います。ただ、肥培管理の方はある程度やっておりますし、農地としては認めざるを得ないと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

この件について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございました。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました橋本隆男委員、結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 8月22日、事務局2名と調査に行っていました。ご本人がご不在だったものですから、〇〇さんからいろいろ話を聞いて、現地を調査してまいりました。農業経営に関しては、ご本人と〇〇さん、そして〇〇さん、3名でやっていらっしゃるということで、まず〇〇の農地ですけれども、ここの畑は結構広い畑で、コマツナを中心にエダマメ、ブロッコリー、ネギ等を栽培しています。ただ、見に行ったときには、残っているのはネギだけでした。私もこの畑はよく知っているんですが、コマツナをすごくいっぱい作っている大きな畑です。そして、〇〇の農地はそんなに大きくない畑ですけれども、いろいろなものを作っていて、見に行ったときには何も作っていなかったんですが、話を聞きますと、こちらでは、ダイコン、ハウレンソウなどその他いろいろな野菜を作っているということでした。販売の方ですけれども、こちらは市場出荷が中心で、あとは庭先販売が少々ということで、こちらのコマツナを市場へ持っていくと一番人気のあるコマツナだそうです。そして、肥培管理に関しましては、この時期にしては大変きれいになっておりまして、ほとんど草は生えていません。トラクターを多分1週間ぐらい前にかけたんだ

と思うんですが、若干草が芽を出している程度で、全くきれいな状態です。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋(良)委員 では、報告いたします。

8月20日に事務局2名とともに現地調査に行っていました。○○さんは前にご病気で倒れて、この畑は前もちょっと問題になったところなんです。そのときに前の事務局の方と一緒に行って、そのときは入院されて退院して間もなくだったんですけども、できるのかという話をしたときに、「頑張ります」ということで、様子を見守ることでやっていたんです。畑の状態は余り良くない状態です。畝を切った跡は見られるんですけども、力尽きて何もしていないという感じで、ですから、作物を作った後の肥培管理も余り良くない状況です。

本人といろいろ話をして、野菜を作るのは無理だったならば、農協と相談して、果樹とかそういったものに方向転換しないと無理ですよという話をして、このままじゃ帰っても皆さんの賛同を得られないと思うので、その辺を条件にして進めて下さいということで、今は事務局の方を通じて農協と話をしてもらっています。今日も農協の別の担当からも働きかけをするということで返事をもらってきたので、今の状況だと余り良くないですけども、今後農協の力も借りて、方向転換も視野に入れてやっていくことを条件にして話をしますと伝えてきました。



以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見はございますか。特に事務局の方で何かお話はありますか。

○事務局 事務局では今、高橋良治委員から言われたように、野菜から果樹への転換というご助言がありましたので、それは事務局からも農協さんにお伝えしているところでして、農協さんからもそれを働きかけるというところ。あとは、肥培管理について不十分ではないかというご意見もありましたので、野菜から果樹への転換を図るところと、あとは、農協さんのお力をかりて、新しい制度ですとか農協さんの営農の助言とか指導とかもありますので、その辺のご指導をいただきながら、ここの畑について肥培管理を行っていく、お願いしますと、農協さんを通じて伝えているところでございます。

○高橋（良）委員 脳梗塞で倒れられたということなので、言葉もちょっと不自由だし、手足も片側がちょっと不自由なんです。本人に頑張れと言っても、畑で倒られても困るので、さっきもちょっと山崎義清委員の方で話があったと思うんですけども、今後こういうパターンが増えてくるんじゃないかと思うので、それに対する、農協も通じてそういう支援が何かできたらいいなと思いました。

○高橋会長 ほかにご意見はございますか。

○三田委員 こういうケースというのは、今回の農地パトロールで、パトロールする範囲のところプライベートなことはよく分からない方もいる訳です。そういうところで肥培管理がうまくいっていないところを見つけたらば、状況を直接本人に尋ねてみたりするという形であらかじめ洗い出しておくということになるんでしょうか、どうなんでしょうか。幸い、今自分が見ているところはそれほどひどいのはないんですけども、そういうのが続いたので。

○高橋会長 本当はそういうお方こそ、農協さんが頑張ってもらって、都市農地貸借円滑化法を使って何とかしていただければとは思いますが。

○高橋（良）委員 そこまで来ると、あとは本人が積極的に動くかどうかの話になってしまうんですね。もう無理だから、とにかく誰かに頼んでやらなくてはしようがないなと思えば多分そういうふうに動くんでしょうけれども、本人は気持ちとして、まだできそうだという感じで、なかなかその次のステップに行かないというのが本来だと思うんです。だから、その辺がもうちょっと、本人も見切りをつけて違う方向に動けばいいんでしょうけれども。

○山崎（義）委員 具体的に私ならこうしますというのはなかなか提案できない。例えば円滑化法を使えば、その家の経営ですから、うまくいけばいいんですけども、そこまでなかなか、歴代の農業委員がみんな困っている状態で、ご本人も足が悪くて歩けないに近い。目が見えないんですから。それでも納税猶予というのはもうどうにもならないという状態ですので。そこの家のやり方なので、農協さんもアドバイスは非常に難しいですね。どうすればいいのか。

○高橋会長 私は、農協さんに何か頼むしかないような気がします。

○池亀委員 こういう事案がこれから増えてくるのかもしれないんですけども、〇〇さんで言うと、子供さんはいらっしゃるご家庭なんですか。

○高橋（良）委員 いるみたいなんですけれども、お聞きしたところ、手伝いはしていないみたいなんですよ。

○池亀委員 ただ、今言ったように、円滑化法を勧めるのも何も、家の考え方というのがあるって、家の考え方というのは、その親父さんの意見は意見として、引き継ぐ娘さんなり息子さんがいらっしゃるって、その方たちの考え方を聞かない限りは、今言ったように、果樹にした方が手間がかからないよとか、円滑化法を使って、企業なり農協なりに貸すような形にするなり、要するに家のことだから、本人だけじゃなくてその家族、引き継ぐのは息子さん、娘さんということになるので、そこと話をしないと前には進んでいけないと思います。息子さん、娘さんが、親父が好きでやっているのであって、私はそれをもうやるつもりもないし云々というのであれば、無理に円滑化法だとかを進めたって、乗る話ではないし、やはり一番大事なものは、家族、奥さんを含めて息子さん、娘さんと話をすることが一番具体的であるし、前進もするんじゃないかと思います。

○高橋（良）委員 とりあえず今回は農協さんを入れて話し合ってもらって、どうするか。本人は、やるのは自分しかいないと言っているんです。ここは納税猶予を受けているというのもあるので、このままじゃだめですよという話もしたんですけども。

○池亀委員 その辺も含めて、今の〇〇さんの事案で言うと、お子さんに、納税猶予を受けているから、このままではそれが確定の形になってしまうので、そうしたらば幾らぐらいのお金が来ますよと。そうすれば、20年たっている訳だから、恐らくこの土地は全部なくなりますよ。利子を入れると、全部売って、なし。このままの状態だとそうなるので、この土地がなくなってもいいんですかと説明する。

○高橋（良）委員 今度、農協さんがやって、次のステップを見て、だめだったらそうい

う話をしていけないといけないかもしれないですね。

○池亀委員 やっぱりポイントはそこしかないと思いますよ。

○山崎（義）委員 私の方は〇〇㎡という畑なんですけれども、一面なんです。お子さんが〇〇歳ぐらいなんですけど、今は農業をやる気がないんです。だから、町の行事や何かに引っ張り込みながら意識をさせているんですけども、なかなか農業をやるというところまで行っていない。それでみんななかなか立ち入れない。ご家族の経営だなと思うと入れない。

○池亀委員 その辺のところは、結局、個人間ではお金の話云々というのはなかなか言えないので、やはり農協さんの資産管理なりなんなりに入っただいて、具体的に、このままだと、これだけになりますよ、どうするんですかと話した方が、そういうような方でも、何億云々という数字をぶつけられれば、恐らくおたくじゃ済まないから。それでも構わないと言えましょうがない話だし、やはり家族のお子さんたちの意向というか、家の考え方を聞くしかないと思います。

○高橋会長 そうですね。個人の家の問題ですものね。

○池亀委員 そこまでは私どもの立場では入れないから。その意向があれば、円滑化法にしたって、区民農園にしたって、そういう方法論が出てくるけれども、その家の考え方が分からない限りは、言いようもないし。

○高橋会長 それでは、いかがでしょう。アドバイスをしてしばらく様子を見るということで、とりあえずは証明書は発行するというのでいかがでしょうか。それで賛否をとりたいたと思いますので、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、今後の様子をみながら条件つきのような感じで証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋（敏）委員 8月20日に事務局2人と行ってきました。主に〇〇さんと2人でやっ

ているそうですけれども、袋詰めなんかに忙しいときは〇〇さんと〇〇さんも手伝うそうです。ハウスが〇棟あって、アスパラガス、トマトも植わっていたかな。花の苗がありました。入り口にはキウイ、ブドウの棚があって、ほかにはナス、サトイモ、シシトウがありました。売り先は全部ファーマーズマーケットだそうです。あと、幼稚園の子どもたちにサツマイモやジャガイモ掘りをさせているそうです。草が多少生えていましたけれども、肥培管理は良好です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。では、ご意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後に、6件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました池亀宏委員、結果の報告をお願いいたします。

○池亀委員 令和元年8月20日に事務局2人とともに現地に行っていました。立ち会いは相続人の〇〇さんにしていただきまして、こちらの〇筆、道を挟んで右と左に畑が分かれておりまして、〇〇㎡の少し大き目の方で野菜を作っておりまして、〇分の〇ぐらいのところは、奥の方になるんですけれども、ウメなどが植わっているような状態です。もう一方の農地はほとんど果樹になりまして、ほとんどカキです。カキの木は、枝を詰めたせいか、去年はなりが悪かったと。畑の肥培管理の状態ですけれども、この時期ですので、草をむしってもすぐまた後ろから生えるような状態で、非常にきれいとは言いがたいですが、ある程度管理されている状況です。採った品物は、この方は〇〇で〇〇をやっておりまして、入り口のところで来るお客さんに売って、そこでほとんど処理ができるぐらいの量だということでございます。夏野菜につきましては、この時期ですから、もうほとんど

終わりに近づいていて、1つだけ、後まきのキュウリが植わっていましたが、あとナス、ピーマンだとかが少し残っているような状態でした。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これを持ちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和元年10月の総会日程(案)についてを審議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、9月30日月曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室にて開催されることが決定しております。

10月の開催日時につきましては、10月31日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 この案について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、案のとおり決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について協議します。

よろしく願います。

○事務局 生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。1件ございます。

本件につきましては、前回7月29日に開催されました第24回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行してございます。翌開庁日の7月30日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.4をご覧ください。と思います。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

本件につきましては以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらよろしくお願いします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、この件は終了いたします。

最後に、(3)の一般社団法人東京都農業会議『第59回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について、説明願います。

○事務局 それでは、資料No.5をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議『第59回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてでございます。

資料をおつけしておらず恐縮ですが、まず、本件の概要について説明させていただきます。世田谷区農業委員会の支援組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取り組みを推進していく中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術をもとに創意工夫と努力によって企業的経営を確立している先進農業者を顕彰することにより、農業経営の発展を目指す農業者の具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的としてこの事業を設けているところでございます。

推薦基準としましては、①過去7年以上、都内の農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること、2つ目として、年間農業収入が概ね500万以上で、かつ、3つ目として、農業部門で利益を生じていること等が挙げられます。

今回推薦のあった候補者につきましては、今後の書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月20日に昭島市にて開催される第61回東京都農業委員農業者大会にて表彰される予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 この件について質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

最後になります。(4)の東京都指導農業士の推薦についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、資料No.6をご覧ください。東京都指導農業士の推薦についてでございます。こちらの制度につきましては、指導農業士募集をご案内するリーフレットをもとに、本年6月の総会においてご説明させていただいたところでございます。

簡単に概要をご説明いたしますと、指導農業士とは、農業技術や経営管理能力にすぐれた東京の農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により東京農業の発展に資する農業者に対し、都知事が認定するものであり、平成28年度から創設された制度でございます。指導農業士と認定された後につきましては、東京農業の振興に関する活動、女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり、担い手への指導を行うこととなります。本人からの指導農業士の認定申請があった場合は、農業委員会総会での協議を経た上で、農業振興事務所へ推薦が必要になるところ、このたび資料の通り申請がありましたので、皆様に推薦の協議をお願いするものであります。推薦理由につきましては、推薦書の下の部分に記載のとおりでございます。農業委員会からの推薦書は、農業振興事務所経由で東京都に提出され、認定審査会を経た上で認定という流れになります。なお、今回、指導農業士となった場合は、世田谷区で初の指導農業士となることを申し添えます。

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

これは今まではなかったみたいなんですが、初めての推薦になるようでございます。

○高橋(良)委員 指導農業士になると、何かやるとか、どういうふうな立場で何かをするんですか。

○事務局 指導農業士になりますと、例えば新規で就農したいという方に対して研修を行っていただいたり、技術面のことを教えていただくということをお願いすることになります。

○高橋(良)委員 それは農業塾とかそういうのとは別な枠ですか。

○事務局 そうです。別になります。東京都の指導農業士ということですよ。

○高橋会長 ほかにございますか。

○岡本委員 参考に、申請者の年齢はお幾つですか。

○事務局 年齢は〇〇歳です。

○高橋会長 よろしいでしょうか。では、なければ、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催についてのご案内でございます。

こちらは、千歳台にあります内海果樹園ほか2園にて開催予定でございます。開園日時、料金、販売方法、問い合わせ先等につきましては資料のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、9月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。令和元年度農地管理推進月間についてのご案内でございます。

こちらにつきましては、これから皆様にご協力をお願いする世田谷区の農地パトロールに該当するものになりますが、東京都農業会議より発行されました農地管理推進月間の実施に関する文書について、概要を説明させていただければと思います。

冒頭の部分を要約させていただきますと、農業委員会活動の重点項目である農地の保全管理の徹底に取り組むため、今年も農地管理推進月間を別添の要領に基づき実施することとしたとあり、今年度につきましても、引き続き農地法第2条の2に規定されている農地の適正かつ効率的利用の責務について周知するとともに、農地利用状況調査の実施や未利用農地等の対応を図るため、標記月間において農業委員が日常活動として地域の農地を重点的に見回るとともに、合わせて農業委員会組織による重点農地パトロールを実施することとあります。また、この文書の添付資料にあります「農地管理推進月間」・「農地流動化推進月間」推進要領―農地利用状況調査実施要領―もつけさせていただきました。この中の2ページの2、「農地管理推進月間」および「農地流動化推進月間」の設定と活動の1行目、「標記月間について、8月1日から10月末日までの間に1カ月間設定をし」との記載がありますが、世田谷区におきましては、6月の総会で諮らせていただいたとおり、9月1日から10月20日までと設定させていただいております。活動につきましては、農業委員が日常活動として地域の農地を重点的に見回るとともに、合わせて農業委員会組織による重点農地パトロールに取り組み、農地利用状況調査を実施するというところでございます。

(1)の農地管理推進月間（全農業委員会）におきましては、農地パトロールによる農地管



理の徹底と利用相談活動の実施を行うこと、また、(3)農地利用状況調査（農地法30条）におきましては、2行目の部分、「調査において、管理不十分な農地等が見受けられる場合は、口頭および文書による指導を行う」ということをございます。そこから下に移りまして、「さらに、指導によっても改善がなされない場合は、農地法32条に規定する農地利用意向調査を実施する。農地利用意向調査においては、特に相続税納税猶予制度適用農地では期限の確定となる措置につながることから、調査の実施にあたっては、総会等での農業委員会の総意により実施するものとする」と定めています。

農業会議からの文書についての説明は以上になります。農地パトロールにつきましては、後程総会が終わりました後に、農業者の農業委員の皆様へ個別の資料を配付させていただくとともに、詳細についてご説明させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、資料No. 9に移らせていただきます。内田農業振興会からの第53回農業功労者表彰候補の推薦についてでございます。

こちらにつきましては、一般財団法人内田農業振興会から各農協宛てに推薦依頼がなされたものであり、最終的に農協及び農業委員会会長の連名で推薦するものでございます。配付した資料に記載がなく恐縮ですが、推薦基準につきましては2つございまして、1つ目が、農業の発展または振興に功労のあった方、2つ目が、農業後継者の育成に功労のあった方ということでございます。

最後に、資料No. 10についてご報告させていただきます。農業経営の法人化と農地の貸借・雇用の活用研究会開催のご案内でございます。

今年度は、特に法人経営と農福連携について2つの法人の取り組みをご紹介いただきますが、参加対象者に都内の農業者とあり、また、農業委員も参加可能ということでしたので、このたび皆様にご案内させていただきました。

添付のリーフレット、チラシをご覧くださいますと、日程は、第1回が11月26日火曜日午後1時から5時、第2回が12月19日木曜日午後1時から5時。会場はいずれも京王プラザホテル八王子でございます。参加希望の方は東京都農業会議に直接メールをいただければと思いますが、各コース定員50名になり次第、応募締め切りとのことですので、ご注意ください。なお、研究会の内容等詳細につきましてはチラシをご覧くださいます。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

○高橋会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

宍戸会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後 3 時 58 分閉会